

## 土砂災害警戒区域・特別警戒区域内における 開発行為等について

土砂災害防止法による特定開発行為  
指定区域の見直しを伴うその他の開発行為や地形改変

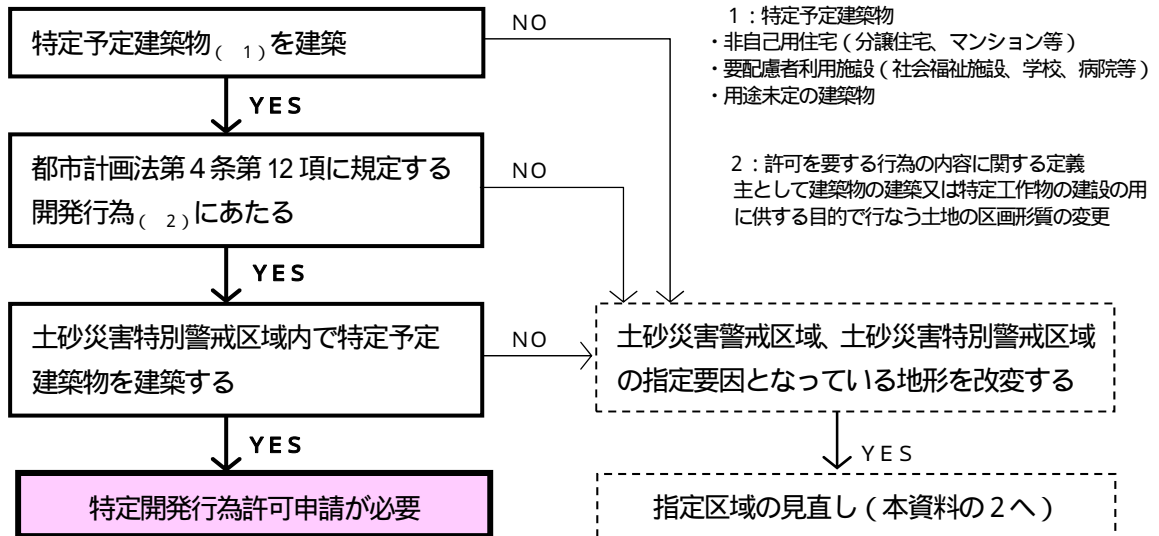
平成30年3月

静岡県交通基盤部砂防課

# 1 土砂災害防止法による特定開発行為について

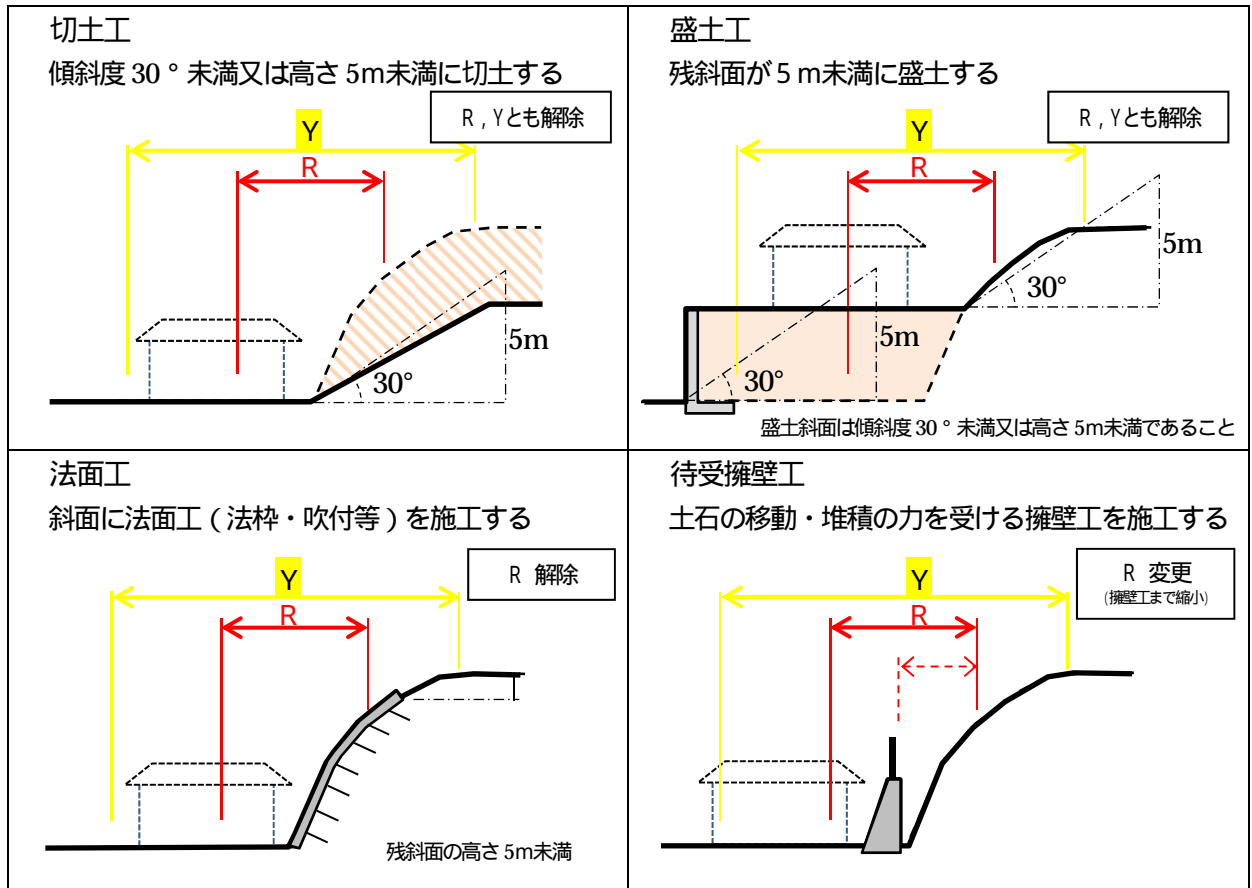
土砂災害特別警戒区域内で、住宅分譲やマンション、要配慮者利用施設（幼稚園、老人ホームなど）の建築物を建てるための開発行為は、県の許可が必要になります。

## (1) 特定開発行為は次のような行為です。



## (2) 特定開発行為では、土砂災害を防止するため、次のような対策工事が必要となります。

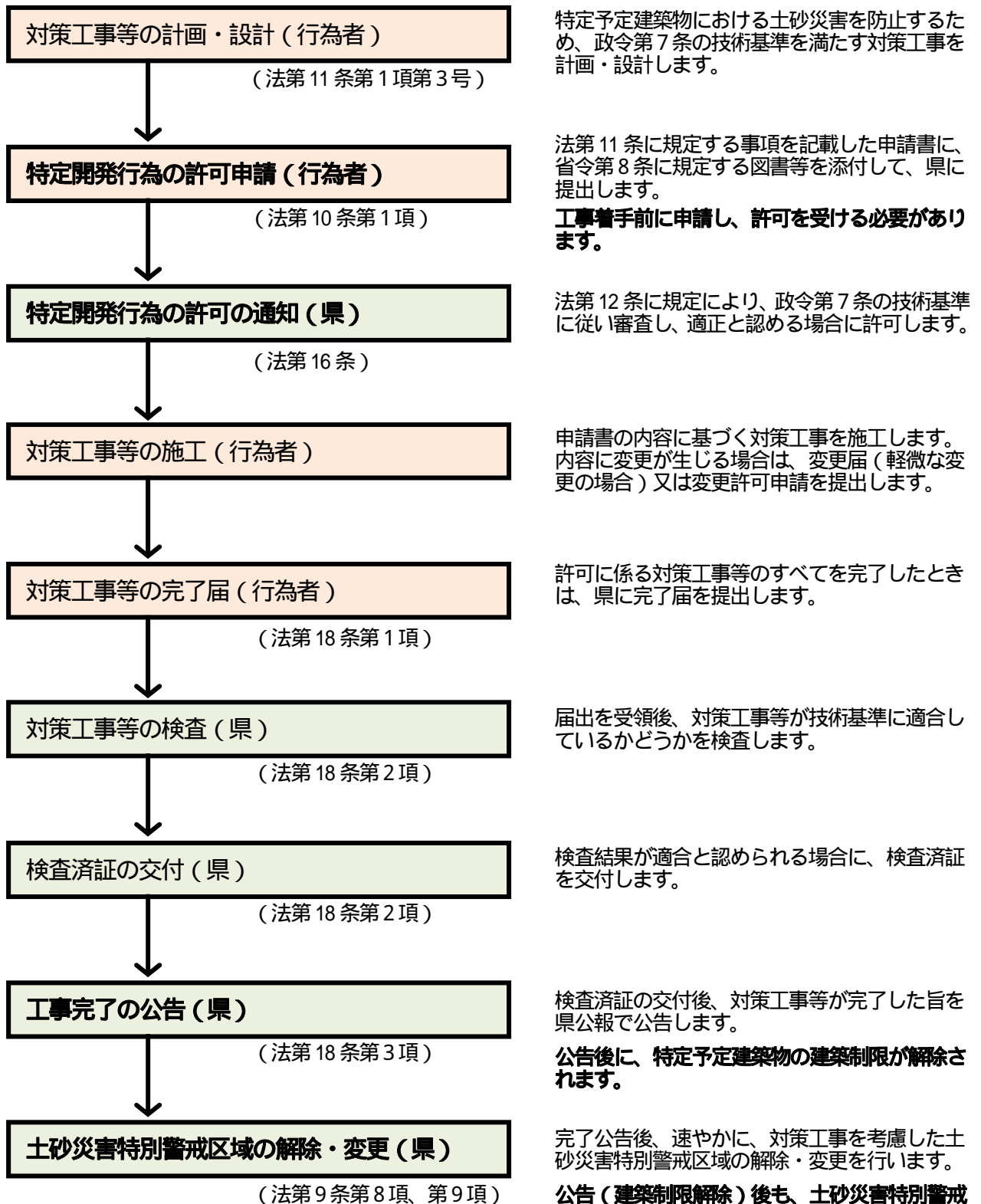
急傾斜地の崩壊の場合の対策工事例（～の組み合わせも可）



Y：土砂災害警戒区域、R：土砂災害特別警戒区域

### (3) 特定開発行為の手続きのながれ

特定開発行為に該当する場合には、下記の手続きにより、特定予定建築物の建築が可能となります。

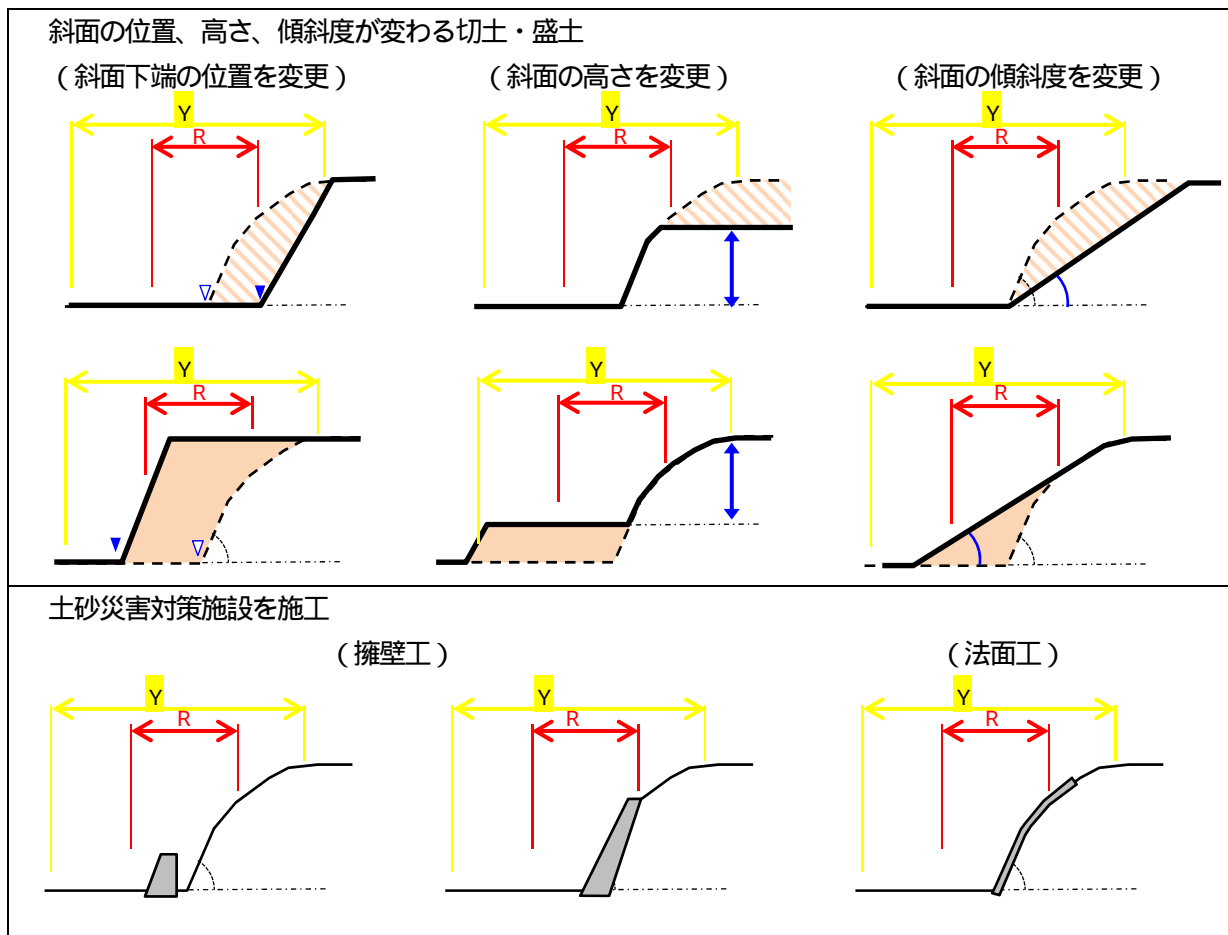


## 2 指定区域の見直しを伴うその他の開発行為や地形改変

各種法令（都市計画法、宅地造成等規制法、森林法、建築基準法等）に基づく開発（地形改変）に伴い、現在指定されている土砂災害警戒区域等の見直しや、新たな区域指定が生じる場合がありますので、以下のような行為を行う場合は、土砂災害防止法相談窓口（管轄土木事務所又は砂防課）にご相談ください。

### (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除や見直しが想定される行為

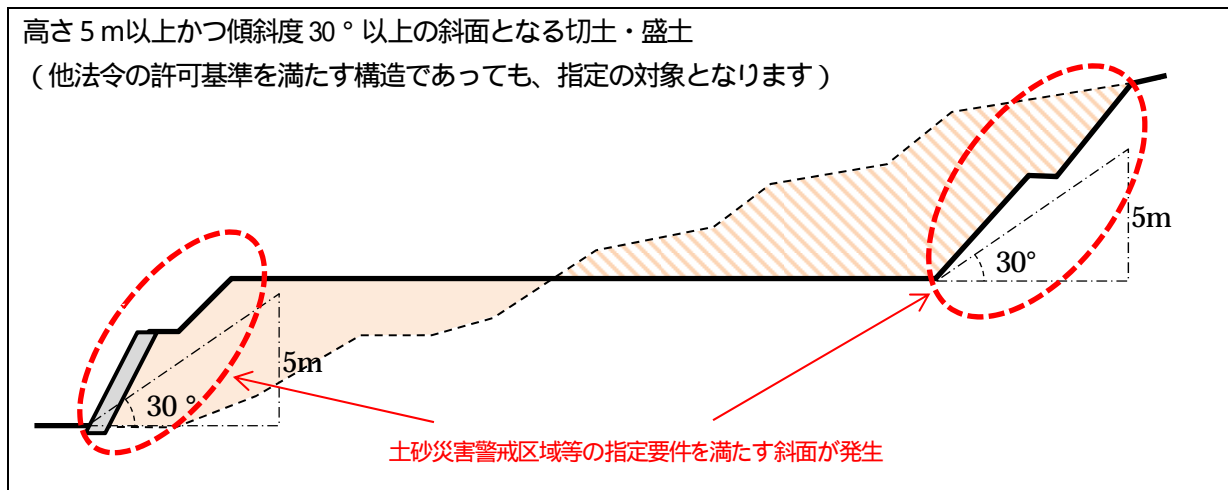
急傾斜地の崩壊の場合



### (2) 新たに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が想定される行為

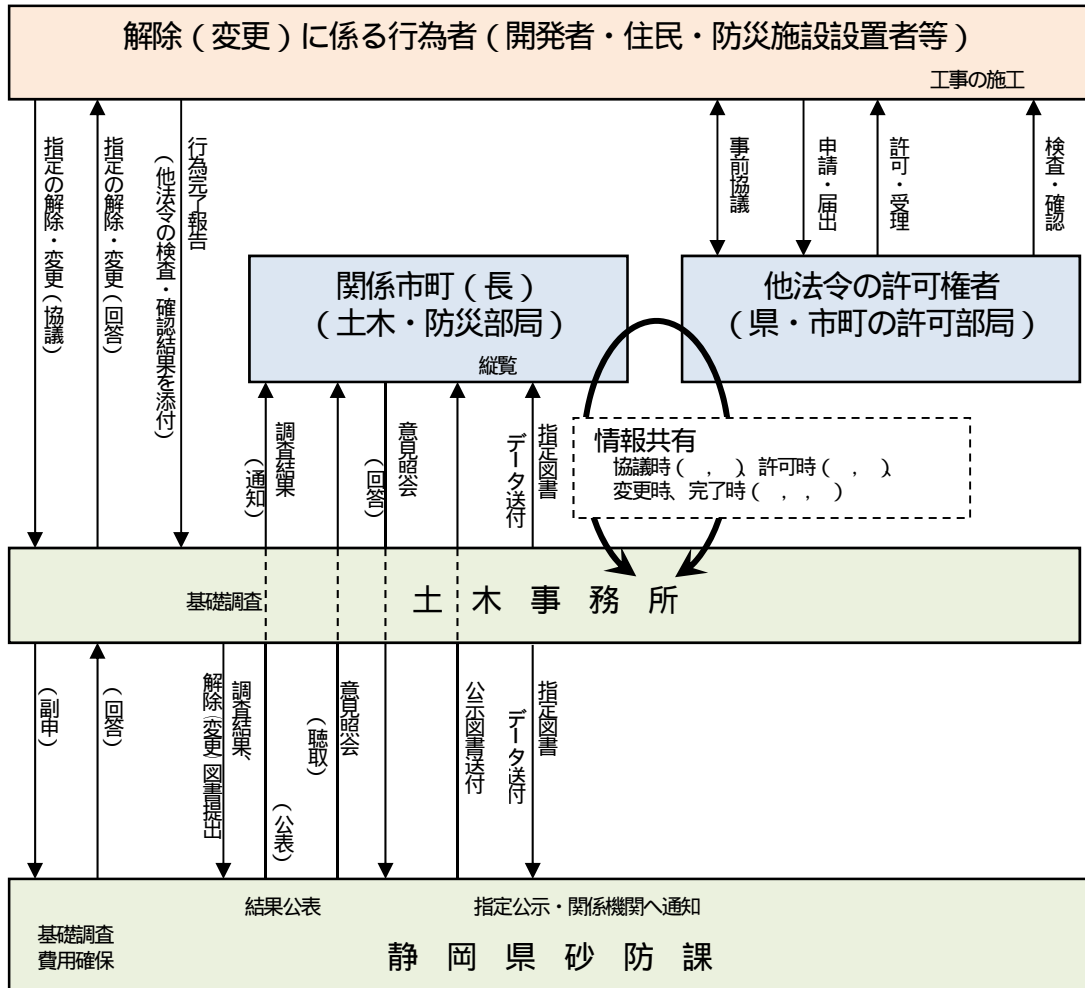
急傾斜地の崩壊の場合

高さ 5 m 以上かつ傾斜度 30° 以上の斜面となる切土・盛土  
 (他法令の許可基準を満たす構造であっても、指定の対象となります)



**(3) 指定区域の見直し**（行為者からの協議があった場合における区域見直しまでのながれ）

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定要因となっている地形を改変する行為を行う場合、他法令に基づく許可可・届出のほか、事前に県砂防課（管轄土木事務所経由）と協議することで、行為に伴う指定区域の解除・変更の見込みを確認することができるほか、行為後の速やかな指定解除・変更が可能です。



- 他法令の許可・届出に関する許可権者との事前協議（行為者、他法令の許可権者）
- 土砂災害警戒区域等の指定解除・変更協議（行為者、土木事務所、砂防課）
- 他法令に基づく行為の申請・届出（行為者）
- 他法令に基づく行為の許可・受理（許可権者）
- 当該行為の実施 工事の施工（行為者）
- 当該行為の完了検査・確認（許可権者）
- 行為完了報告（行為者）
- 基礎調査の実施（土木事務所）
- 基礎調査結果の通知、公表（土木事務所、砂防課） 地元説明は指定に準じる
- 土砂災害警戒区域解除（変更）図書の提出（土木事務所）
- 意見照会（聴取：砂防課 市町 / 回答：市町 砂防課）
- 公示、縦覧（砂防課、市町）

## 静岡県土砂災害防止法相談窓口

管轄市町	担当	住所	電話番号
下田市、東伊豆町 河津町、南伊豆町 松崎町、西伊豆町	下田土木事務所 企画検査課	〒415-0016 下田市中531-1	0558-24-2112
熱海市、伊東市	熱海土木事務所 企画検査課	〒413-0016 熱海市水口町13-15	0557-82-9171
沼津市、三島市 御殿場市、裾野市 伊豆市、伊豆の国市 函南町、清水町 長泉町、小山町	沼津土木事務所 企画検査課	〒410-0055 沼津市高島本町1-3	055-920-2212
富士宮市、富士市	富士土木事務所 企画検査課	〒416-0906 富士市本市場441-1	0545-65-2794
静岡市	静岡土木事務所 企画検査課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9321
島田市、焼津市 藤枝市、牧之原市 吉田町、川根本町	島田土木事務所 企画検査課	〒427-0019 島田市道悦5-7-1	0547-37-5272
磐田市、掛川市 袋井市、菊川市 御前崎市、森町	袋井土木事務所 企画検査課	〒437-0042 袋井市山名町2-1	0538-42-3216
浜松市、湖西市	浜松土木事務所 企画検査課	〒430-0929 浜松市中央区中央1-12-1	053-458-7266
県内全域	砂防課 砂防班	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054-221-3044